

## 姫路市障害福祉推進計画策定会議（第4回） 資料の訂正について

### 1 資料1の訂正について

（8ページ）

訂正後

#### 3 提出された市民意見及び意見に対する市の考え方

項目	提出された市民意見（要旨）	市の考え方	頁	計画への反映
第4章 施策体系 II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実	手話通訳者の高齢化、若い通訳者が育たない現状をカバーするため、聴覚障害者自身がテレビ電話で通話できる「電話リレーサービス」を活用できるサービスやリレー電話ボックスの設置を検討できないか。	電話リレーサービスは、法律に基づく交付金制度で成り立っているものであり、周知に努めていきます。今後も、「第4章施策体系II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実」において記載のとおり、ICTを活用した多様なツールによる効率的で有効な情報提供について検証し、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。	30	

（12ページ）

訂正後

#### 4 中間取りまとめ（案）からの変更点

【旧】 中間取りまとめ（案）	【新】 計画（案）
【30ページ】 (1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及	【30ページ】 (1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及

<p>手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。</p>	<p>及</p> <p><u>障害のある人が、障害のない人と同じ様に自立した日常生活・社会生活を営むことのできる社会を目指します。実現のために、障害のある人が必要な情報を十分に取得し、利用できるよう、障害のある人の意見を尊重しつつ、手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行います。また、情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 資料2の訂正について

(30 ページ)

### 訂正後

#### (1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及

障害のある人が、障害のない人と同じ様に自立した日常生活・社会生活を営むことのできる社会を目指します。実現のために、障害のある人が必要な情報を十分に取得し、利用できるよう、障害のある人の意見を尊重しつつ、手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行います。また、情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。

(39 ページ)

### 訂正後

#### ② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することが求められています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は市内で1か所（令和5年度時点）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスは市内で6か所（令和5年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、達成済みとなっています。ただし、現状の事業所数では重症心身障害児の利用希望を満たしていないことを考慮し、事業所数の増加に取り組めます。